根室管内地域いじめ問題等対策連絡協議会設置要綱

（平成26年５月29日根室教育局長決定）

（設置）

第１条　北海道いじめ問題対策連絡協議会及び北海道生徒指導連絡会議との連携を図ること、並びに根室管内におけるいじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題等への対策の推進を図るため、根室管内地域いじめ問題等対策連絡協議会（以下、「地域連絡協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　地域連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）北海道いじめ問題対策連絡協議会と市町教育委員会との連携に関すること。

（２）根室管内におけるいじめを含む生徒指導上の諸問題等に関係する機関及び団体の連携に関すること。

（３）その他、根室管内におけるいじめを含む生徒指導上の諸問題等の対策の推進に関し、必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　地域連絡協議会は、別紙に掲げる機関及び団体をもって構成する。

２　地域連絡協議会に会長を置く。会長は地域連絡協議会を代表し、会務を総理する。

（会長及び事務局）

第４条　地域連絡協議会の会長は、根室教育局長とし、事務局は根室教育局教育支援課に置く。

（会議）

第５条　地域連絡協議会の会議は、会長が招集する。

（会長への委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、地域連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成 26 年５月 29 日から施行する。

別紙（第3条関係）

根室管内地域いじめ問題等対策連絡協議会構成員一覧

		所属	構成員	備考
会長		北海道教育庁根室教育局	局長	
構成員		北海道教育庁根室教育局	次長	
		北海道教育庁根室教育局	義務教育指導監	
	振興局	根室振興局保健環境部	環境生活課長	
		根室振興局保健環境部保健行政室	健康推進課長	
		根室振興局保健環境部中標津地域保健室	健康推進課長	
	児童相談所	釧路総合振興局保健環境部児童相談室	子ども支援課長	
	警察	北海道釧路方面根室警察署	生活安全課長	
		北海道釧路方面中標津警察署	生活安全課長	
	法務局	釧路地方法務局根室支局	支局長	
	教育委員会	根室管内市町教育委員会連合会教育長部会	部会長	
	校長会等	根室管内小中学校校長会	会長	
		北海道高等学校長協会釧根支部	根室ブロック代表	
		北海道特別支援学校長会根釧支部	校長	
	ＰＴＡ	根室地方ＰＴＡ連合会	会長	
		北海道高等学校ＰＴＡ連合会根室支部	支部長	
	関係団体	根室管内社会教育委員連絡協議会	会長	
		根室地区子ども会育成連絡協議会	会長	
		根室人権擁護委員協議会	会長	
		家庭教育サポート企業	企業内代表者	
		北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム	チーム員	
事務局員		北海道教育庁根室教育局	教育支援課長	
			教育支援係長	
			義務教育指導班主査	
			高等学校教育指導班主査	
			社会教育指導班主査	